

広報

No.1 21



あいわ

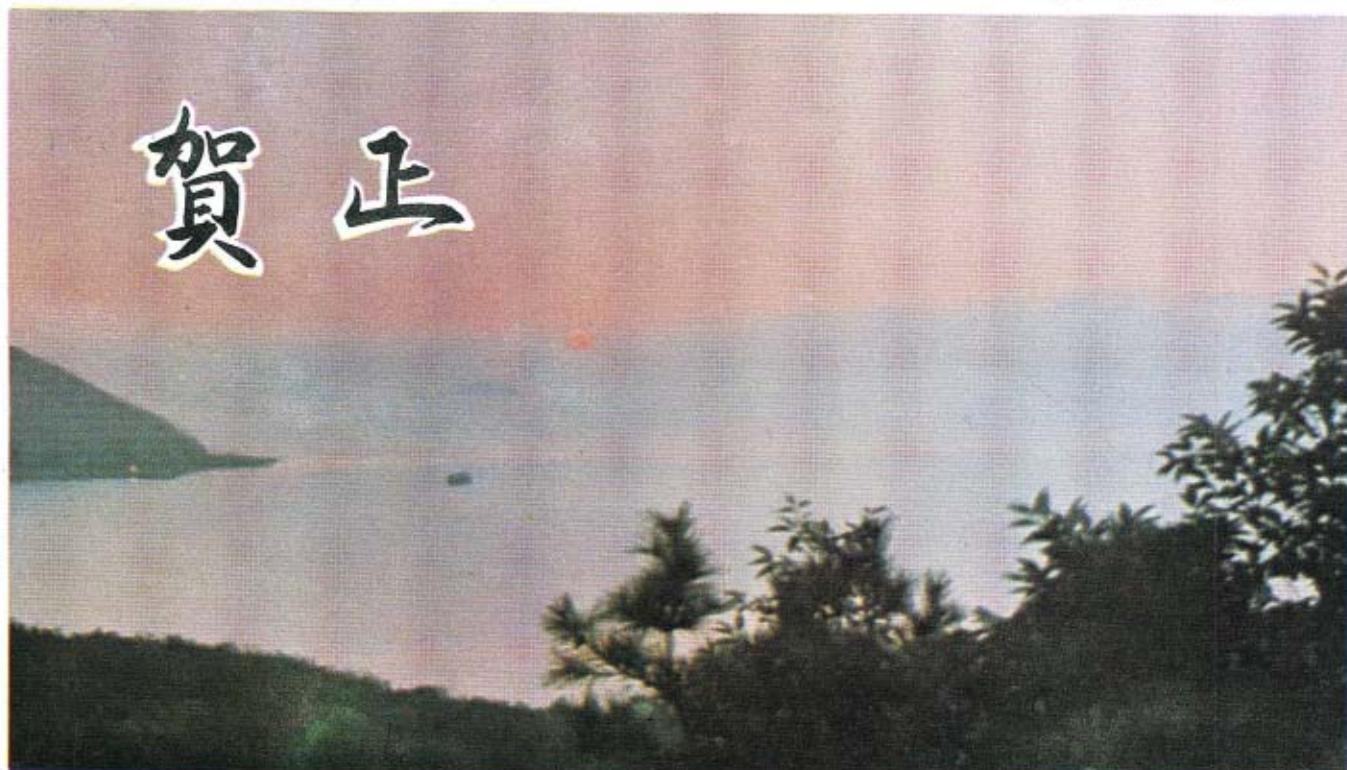
昭和49年1月1日

人口と世帯数

(12月1日現在)

人 口	9,468 人
男	4,497 人
女	4,971 人
世帯数	2,416 世帯

賀 正



新年
新
年
門松は白く光れり。
道路みな霜に凍りて
冬の凜烈たる寒氣の中
地球はその週暦を
新たにするか。

| 萩原朔太郎 |

今月の主な記事

- | | |
|------------------|---|
| 新年..... | 1 |
| 年頭のことば..... | 2 |
| 成人式..... | |
| 戸籍について..... | 3 |
| 国民年金だより..... | |
| 1月の保健衛生事業..... | 4 |
| 公害セミナリー..... | |
| ゴミ収集について..... | 5 |
| お知らせ..... | 6 |
| 納税コーナー、郷土小史..... | 7 |
| おかあさんのページ..... | 8 |

1974年

新春



●子の名に用いる文字には制限があります。子の名に用いることができる文字は、当用漢字表および人名用漢字表別表にかかる漢字と片かな、平がなです。

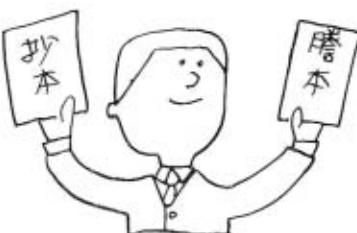


●戸籍の届出は正しく、すみやかに。たいせつな戸籍は、みなさんの届出に基づいて記載されます。

届出は、正しく、すみやかにいたしましょう。

●あなたの戸籍はどこにありますか？ 戸籍は、日本国民の登録であり、入学や就職、相続や年金の受給、旅券の発給申請など多くのことに利用されるといせつなものです。もし、戸籍がなかったら親子関係の証明がむずかしいなど、いろいろな不便が生じます。

あなたの戸籍は どこにありますか？ 届出はきちんと



●「本籍」「筆頭者」はおぼえておきましょう。「本籍」とは、各人の戸籍があるところをいいます。「筆頭者」とは、戸籍の最初に記載してある者をいいます。



●「本籍」「筆頭者」は戸籍の謄本(抄)本を請求するときなどに必要ですかから、おぼえておきましょう。

国民年金の加入の届出は町民課福祉係又は、大海支所で受け付けます。

●結婚式をあげただけでは正式な夫婦ではありませんとえ盛大な結婚式をあげても、結婚の届出をしなければ、法律上の夫婦とはいません。届書にお二人と証人が署名し、印を押しておけば、代わりの人が役場に持つて行つてもかまいません。又式当日届出をしたい場合は、日曜日でも、受けつけますが、その場合は前以つて御連絡下さい。

成人と国民年金

国民年金だよ

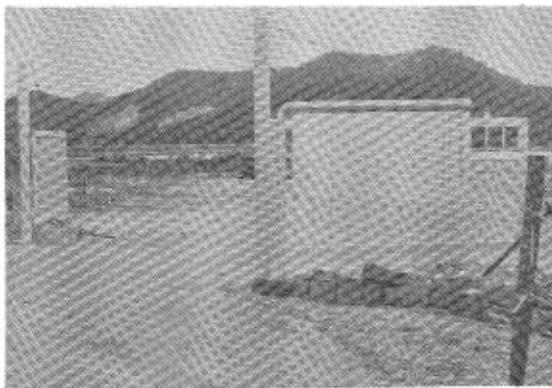
わが国では、日本国民である者はなんらかの年金制度に加入しなければなりません、会社や官庁などに勤めているかたは、厚生年金や共済組合など職場の年金制度に加入しておられます

が、職場に年金制度がない方、自営業の方は、国民年金に入れることがあります、国民年金制度に加入しておられます

が、職場に年金制度がない灾害にも備えるためにつくられた国の年金制度です、国民年金は、二十才になつたときから加入することになっていますので二十才になられたら、ただちに加入の手続きをしましょう。

ゴミ収集に御協力を!!

もちだすときの心がけ



地区名	収集日	
	一般廃棄物	不燃物
大河内北より団地まで	毎週水、土曜日	第三土曜日の午後
金嶺より祇園町まで	毎週火、金曜日	第三日曜日
下村より黒湯南まで	毎週月、木曜日	第三日曜日

- ※ 燃えるもの
ごみの量は年々ふえております。かぎられた人員で最大の効果をあげるため燃えるごみは出来るだけ各自で焼いて下さい。
- ※ ごみのもちだし
(1) ごみの収集日と収集場所は部落ごとにきめられています。部落の収集予定時間の直前に決められた場所に出して下さい。
- ※ ごみを紙袋等に入れ出された場合には袋ごと収集しますので、袋の口をよくしばつておき、収集するとき、破れるおそれがある場合には、ナワか丈夫なヒモで十分補強して下さい。
- ※ ごみをボリ容器にいれてださられる場合は、フタを完全にしめて転んでもフタがはずれないようにして下さい。大きいボリ容器の場合には、中のゴミだけ収集しますので各自で容器はお持ち帰り下さい。
- ※ 酷敗しやすいものや水分を多量に含んでいるものは出来るだけ水分を取り除きビニール袋にいれるか新聞紙等によく包んでから容器または紙袋などに入れてくれ下さい。水分をきらないうままで容器に入れないようにお願ひします。
- “集める人のこころになつてごみはすてましょう”
- 一般廃棄物と不燃物の収集日

ゴミの収集業務をよりよくするために次のことに協力して下さい。

されてださられる場合は、フタを完全にしめて転んでもフタがはずれないようにして下さい。大きいボリ容器の場合には、中のゴミだけ収集しますので各自で容器はお持ち帰り下さい。

知つていますか

住宅金融公庫の融資保険 事業者の場合 制度の御案内

○借入の期間 四千五百万円程度 每年おこなわれている政

府の住宅建設資金として貸付けている住宅金融公庫の

○利息 十年・十五年程度 年平均九パーセント程度

○返済方法

毎月払いによる、分割返済

保険料については、貸付

住宅金融公庫の融資保険制度

借入者が居住する専用住宅に限り、貸付金の年率三六パーセント

土地の貸付については、自ら居住する専用住宅を建設する取得等で敷地面積が六百平方米以下のものに限ります。

前記以外の貸付に係るものについては貸付金の年率四五パーセント

この保険料は金融機関が手数料として借主から徴収してもよいくことになっていますのでそれが金利以外の負担となる場合もあります。

以上概略申し述べました

がより詳しくお調べになりたい方は、町役場施設課へおいで下されば案内書を用意してあります。

個人の場合 参百万円

◎貸付けの条件

金融機関と借主との相互の話し合いできまりますがその性格や資金の状態、借主の条件によって貸付条件を考えその内容はいろいろですが從来の例から大体の傾向をみますと、



5日は税の相談日



(5日、15日、25日(その日が休日の場合は翌日)は税の相談日です。)

納税コーナー

「地方税法の一部改正
固定資産税額が変わります」



地方税法の改正により、農地以外の土地にかかる固定資産税の算定方法が変わりました。その概要是既にチラシでお知らせいたしましたように、人の居住の用に供する家屋の敷地(以下住宅用地といふ)と、それ以外の土地(非住宅用地といふ)とに分け、昭和48年度分と49年度分については経過的な措置を行い、昭和50年度分の固定資産税から、詳細は税務課に照会下さい。

①：住宅が建っていないかたの土地に、昭和48年中に居住用の住宅を建てた者②：昭和48年1月1日には除いた者(昭和49年1月1日現在建築中を含む)

当者(法人を含む)は期限内に申告して下さい。

海支所にありますので、該当者(法人を含む)は期限内に申告して下さい。

あつた方は、1月31日まで

郷土小史(4) 正八幡宮その由緒

すがすがしい清純の心意気で年頭の誓いを新たにする日本人の正月行事は今も昔も行われていたことです。

この社の祭神は応神天皇と仲哀天皇、神功皇后の三柱で、平安時代の昔、嵯峨天皇の御宇、弘仁五年(八〇四)八月十五日に宇佐から勧請して二島の海濱(二島古宮の地)に鎮め祀られました。これがはじめていま

に王城鎮護の神として勧請された貞觀元年(八五九)より四五年前のことあります。

當時は「八幡二嶋宮」と称し「八幡宇佐宮」の例によつたものであります。そのときに、嵯峨天皇の御宸筆紙金泥の法華經はお宮にはなく、遍明院に保管されていました。また紺院が「正八幡宮」の別當坊であつたことから、いつの頃からか三神の尊像と共に保管の移動が行われたものと思われます。

さて、創建後数百年、火災にあって応永の頃(一三九四~一四二七)大内盛見公が改築の計画をたて、応永元年(一四六七)四月一日、大内政弘公により年五日、大内政弘公により年建、明応の頃(一四九二~一五〇〇)にも火災があり、多くの宝物を失ったと云います。文龜元年(一五〇一)春、大内義公によって、現在地久米山に再建されました。



その頃から「八幡二嶋宮」が「正八幡宮」と称されるようになつたと推察せられます。この八幡宮の上に、「正」を冠したことは由緒あることですが今はこれにふれません。現在の社殿が造営され、今日に及んでいます。

社殿は創建当時、西戎防護の目的を示すために、西向きに建てられ、その配殿様式も山口に栄えた大内文化財の指定をうけているのです。——以下次号——

(社会教育指導員 田中 稲記)

